

平成27年6月4日
国土交通省

平成27年度「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」の開催について

国土交通省では、下記のとおり、「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」を開催いたしますので、お知らせいたします。

1. 目 的

平成18年4月から6月に開催された「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」において、「懇談会終了後、少なくとも年1回を目途に懇談会を開催し、(中略)自動車損害賠償保障制度のあり方に関する諸問題を広く検討する機会を確保する」こととされております。

本懇談会は、被害者救済対策の実施状況等について報告するとともに、今後の自動車損害賠償保障制度のあり方について検討することを目的としています。

2. 日 時 平成27年6月11日(木) 15:00～17:00

3. 場 所 中央合同庁舎第7号館西館 13階 共用特別第一会議室
(東京都千代田区霞ヶ関3-2-1)

4. 委 員 別紙のとおり

5. 議 題

- ・自動車損害賠償保障制度に係る最近の動きについて
- ・独立行政法人自動車事故対策機構の取組について

6. 備 考

- 会議は公開にて行います。
- 会議の傍聴を希望される場合は、6月8日(月)17:00までに、件名を「あり方懇談会 傍聴希望」とし、氏名(ふりがな)、所属、連絡先(メールアドレス、電話番号)を明記した電子メールを g_TPB_SHG@mlit.go.jp までお送りください。(FAXの場合は、03-5253-1638までお送りください。)
- 会議室の収容人数を越える場合は、申し込み先着順といたします。
- 資料及び議事要旨は、後日国土交通省ホームページに掲載します。

【連絡先】

自動車局保障制度参事官室
崎山、吉田

代表 03-5253-8111
(内線41402、41443)

直通 03-5253-8577

FAX 03-5253-1638